

社会福祉法人香川県共同募金会災害見舞金交付実施要領

1 目 的

この要領は、社会福祉法人香川県共同募金会災害見舞金交付規程の実施に必要な事項を定める。

2 委 任

この要領に定める見舞金は、香川県共同募金会会長（以下「会長」という。）が共同募金委員会会長に委託してこれを行うものとする。

3 交付対象

この見舞金は、故意、重大な過失によらない人為をもって避けることのできない災害により、死亡、行方不明、重傷(入院者)、家屋の半焼以上若しくは半壊以上、床上浸水の被災者又は半焼以上若しくは半壊以上の被害を受けた民間社会福祉施設を交付対象とする。

この見舞金は、故意、重大な過失によらない人為をもって避けることのできない災害により、死亡、行方不明、重傷(入院者)、家屋の半焼以上若しくは半壊以上、床上浸水の被災者又は半焼以上若しくは半壊以上の被害を受けた民間社会福祉施設に交付する。

4 交付基準

見舞金の交付基準は、次のとおりとする。

- (1) 民間社会福祉施設の全焼、全壊は、1施設100,000円とする。
- (2) 民間社会福祉施設の半焼、大規模半壊、半壊は、1施設50,000円とする。
- (3) 家屋の全焼、全壊は、世帯単位に、1件20,000円とする。
- (4) 家屋の半焼、大規模半壊、半壊は、世帯単位に、1件10,000円とする。
- (5) 家屋の床上浸水は、世帯単位に、1件5,000円とする。
- (6) 死亡、行方不明の場合は、1件20,000円とする。
- (7) 重傷(入院者)の場合は、1件10,000円とする。
- (8) 家屋の半焼以上、半壊以上と死亡、行方不明、重傷(入院者)は、それぞれ別件として数えるものとする。

5 見舞金の概算交付

- (1) 会長は、死亡、行方不明、重傷(入院者)又は家屋の半焼以上の場合は、直ちに見舞金を必要とするため、上期に一定額を共同募金委員会会長に概算交付する。
- (2) 共同募金委員会会長は、概算交付金に不足を生じる場合は、災害見舞金

追加交付申請書（様式1）により会長に申請する。

6 見舞金の交付

- (1) 共同募金委員会会長は、死亡、行方不明、重傷(入院者) 又は家屋の半焼以上の場合は、交付金により直ちに見舞金を被災者に交付する。
- (2) 風水害等に伴う家屋の全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水については、市町等の判定に基づき、風水害等災害見舞金交付申請書（様式2）により会長に申請する。

7 交付の審査・決定

会長は、前項第2号に基づき共同募金委員会会長から申請があった場合は、速やかに審査し、交付額を決定の上、共同募金委員会会長にその要否を通知するとともに見舞金を交付する。

8 概算交付金の処理

共同募金委員会会長は、死亡、行方不明、重傷(入院者) 又は家屋の半焼以上の被災者に、見舞金を交付した場合には、災害見舞金受払簿（様式3）に記載するとともに交付実績が確認できるものを保存する。

9 精算報告

(1) 概算交付金の精算報告

共同募金委員会会長は、当該年度終了後、速やかに精算し、残金のある場合にはこれを会長に返納するとともに、災害見舞金精算報告書（様式4）を翌年度4月15日までに提出する。

(2) 風水害等災害見舞金概算交付金の精算報告

共同募金委員会会長は、風水害等災害に伴う家屋の全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水の見舞金については、本会からの送金により直ちに被災者に交付し、残金を生じた場合には、これを会長に速やかに返納するとともに、風水害等災害見舞金精算報告書（様式5）を翌年度4月15日までに提出する。

附 則

この要領は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。